

「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」

(技術流出防止マネジメント)

平成 27 年度委託業務成果報告書

平成 28 年 4 月

代表者 若山 正人

(国立大学法人九州大学 学術研究・産学官連携本部長)

本報告書は、文部科学省の平成27年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、国立大学法人九州大学学術研究・産学官連携本部長 若山正人が実施した平成27年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」の成果を取りまとめたものです。

1. 基本情報

本学は1911年創立、日本の基幹総合大学の一枚。大学院、大学の学生獲得力や、教員の大型外部研究資金の獲得力は国内屈指のレベルにある。本学は基本的目標に、アジア諸国との歴史的つながりや地理的近接性を活かした世界的研究・教育拠点の形成を掲げる。学生総数は約19,000人、教職員総数は約8,000人である。

なお、部局構成、社会連携、国際交流、外部資金獲得状況等、詳細は別添本学概要のとおりである。

2. 委託業務の目的

本事業は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会」において提示された、「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」に基づき、大学等が産学官連携リスクマネジメント体制を構築する際のモデルとなるような取組体制・システムを構築するとともに、この取組を全国的に波及させることを目的として検討を進めた。

3. 平成27年度（報告年度）の実施計画及び実施内容

3. 1. 実施計画及び実施内容

大学と企業等との間で締結された研究契約及び秘密保持契約をもとにやり取りされる営業秘密の管理と当該秘密を提供する際の輸出管理を包含する「技術流出防止マネジメント」は、大学組織のリスクマネジメントの一環として実施されるべきである。

本事業では、総長（本事業実施責任者）のリーダーシップのもと、理事を含む構成員からなる「技術流出防止マネジメント委員会」を設置し、全学の法務をベースとした効果的なリスクマネジメント体制を含めたビジョン策定に当たることとした。

この目標の達成のために、「技術流出防止マネジメント委員会」の下に、調査WG、ビジョン等策定WG及び教育・研修WGを置き活動を行った。なお、いずれのWGにおける業務においても、中小規模の大学への普及を考慮したモデルが構築できるよう検討している。

①「技術流出防止マネジメント委員会」

a. ビジョン等策定に関わる全学の意思決定

総長（本事業実施責任者）のリーダーシップのもと、理事を含む構成員からなる「技術流出防止マネジメント委員会」を新設した（九州大学技術流出防止マネジメント委員会規程【補足資料1】）。主に平成28年度に向けて、全学の法務をベースとしたリスクマネジメントとしてのビジョン策定を行うとともに、事業の進捗管理と評価及び各WGの業務の総括等を行うことを想定して設置した。

②調査WG

a. 大学研究室等実態調査

企業等と連携している大学研究室5か所を選出し、研究室が企業等と直接やり取りしている研究データや打ち合わせ記録等の記録情報の管理の実態と秘密の度合いに応じた管理手法の適正性等について調査し、リスクを把握した（【補足資料5】参

照)。また、大学としてリーガルシステム（法務）を整備している米国の大学を選定し、それらの体制、運用、大学法務と技術管理との関係、さらに大学全体にリスクマネジメントの意識を広めるための方策等の実務面について、その状況を把握するための現地調査を行った（【補足資料8】参照）。

b. 企業等リスク意識調査

本学と連携している企業等（組織連携先）20カ所に対してアンケート調査を実施し、技術流出防止マネジメントの意識と体制を把握した（【補足資料6】参照）。アンケート調査の結果を踏まえて上記20カ所の中から3～5カ所を選定し、ヒアリング調査も実施した（【補足資料6（追加資料）】参照）。

③ビジョン等策定WG

a. 管理方針策定

調査WGによる調査結果に基づき、求められる管理水準に合わせた管理を実行しうる、研究室等の技術流出防止マネジメント方針を営業秘密管理指針として示した（九州大学営業秘密管理指針【補足資料2】）。なお、原則として、管理度合いに応じた管理コスト・管理負担の把握と状況を踏まえて行うことを主とするが、この中で、学生に関する秘密管理を行うための管理の在り方についても言及している。

b. 管理運用ルールの策定

管理方針の策定に基づき、営業秘密管理規程を策定した（九州大学営業秘密管理規程【補足資料3】）。

なお、技術流出防止マネジメントのうち、安全保障貿易管理にかかるルールについては、平成22年4月より運用している学内管理運用に基いて適切にマネジメントされていることを確認した（九州大学安全保障輸出管理規程【補足資料9】、九州大学安全保障輸出管理要項【補足資料9-2】）。なお、安全保障貿易管理における該非判定を行う取扱いを定める際には、経済産業大臣への許可申請が不要の扱いとなる「基礎科学分野の研究活動」の対象が極めて限定的であることを踏まえ、適切に該非判定ができるモデルを構築するようコメントがあったが、そもそも「基礎科学分野の研究活動」を理由として留学生等外国人への技術の提供を管理の対象外にしているのではなく、大学の研究成果及び技術情報が備えるべき「公知性」に着目し、大学として適切かつ最大限の管理ができるように制度を構築し運用している（「輸出管理統括責任者が別に定める研究・教育活動における技術の提供」について【補足資料9-3】）。

④教育・研修WG

a. 管理マニュアル作成

策定した管理方針に対応した研究者及び研究責任者、及び、研究を支援し記録の管理を行う事務職員（アカデミック・セクレタリー）に向けた管理マニュアルを作成した（【補足資料4】）。あわせて、不正競争防止法の概要がわかるよう、独自のテキストも用意した（【補足資料7】）。

b. 管理研修プログラム作成

平成28年度には、「研究者及び研究責任者向け」の研修プログラムと、研究を支援し記録の管理を行う「事務職員（アカデミック・セクレタリー）向け」の管理マ

マニュアルの理解を促進するための研修プログラムを作成することを予定した。いずれも e-ラーニングシステムの構築等を含めた、他大学等への普及が容易な汎用性の高いものとするを想定した。

c. 管理監査プログラム作成

平成28年度には、研究室等において技術流出防止マネジメントが適切に行われているかについての状況把握及び技術流出防止マネジメントの好事例の把握・蓄積を図るため、年1回程度研究室等单位で技術流出防止マネジメントについての自己申告がなされる仕組みを構築することを予定した。自己申告の結果、適切に技術流出防止マネジメントが為されていない場合には、改善を促すようマネジメントを行う。自己申告の集計結果については技術流出防止マネジメント委員会に報告し、全学的な管理状況の情報共有を図るとともに技術流出防止意識及びマネジメントレベルの向上を図ることとするものである。

3. 2. 実施内容(スケジュール及び成果)

1. 業務の実績

(1) 業務の実施日程

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①調査WG												
a. 大学研究室等実態調査							←	→				
b. 企業等リスク意識調査							←	→				
c. 連携大学ミーティング及び米国大学リスクマネジメント調査								←	→			
②ビジョン等策定WG												
営業秘密管理指針、規定検討										←	→	
③教育・研修WG												
管理マニュアル等作成										←	→	

(2) 業務の実績の説明

- ①a. 調査対象を医学系研究室、農学系研究室、理工学系研究室のうち産学連携活動の実績が多い6研究室に絞り研究者へのヒアリングを行った。同時に実際の研究室の状況も確認し、研究室における情報管理の実態を把握した(成果について【補足資料5】参照)。
- b. 行政機関、国立研究開発法人、民間企業等、計18機関から得たアンケート回答をもとに、情報管理を主としたリスク意識の調査及び大学の取り組みに対する意見をまとめた(成果について【補足資料6】及び【補足資料6(追加資料)】参照)。

また輸出管理実務を検討する連携大学ミーティング(5大学)を立ち上げ、それぞれの大学の実態の確認や望ましい管理方針等について意見交換を行った。ミ

ーディングは計3回実施した（内容について【補足資料10】参照）。

- c. 米国の大学におけるリスクマネジメントの体制及び実務について現地調査を行った（2月上旬）。調査項目及び結果については、連携大学ミーティングで検討並びに共有した（米国調査の成果について【補足資料8】参照）。
- ② 調査WGで得た情報をもとに、営業秘密管理指針及び規定の案を検討し作成した（【補足資料2】及び【補足資料3】）。
- ③ 営業秘密管理マニュアルの案を作成（【補足資料4】）。安全保障輸出管理（主に技術の提供の管理）についても、研究室の実態に即した形になるように運用しているが、今後はより適切な形になるよう適宜見直しの検討をすすめる。

その他）事業後のモデルの普及の検討に際し、執行部においてリスクマネジメントの必要性・重要性の認識を共有した。加えて、全国への教育コンテンツの普及について、CITI Japan 事務局（信州大学）との連携の検討を開始した。

3. 3. 実施体制

別表1 平成27年度に於ける実施体制

業務項目	担当機関等	研究担当者
総括	九州大学総長	○久保 千春
①「技術流出防止マネジメント委員会」	九州大学理事・副学長	◎若山 正人
a. ビジョン等策定に関わる全学の意思決定		
② 調査WG	九州大学産学連携センター教授	◎古川 勝彦
a. 大学研究室等実態調査		
b. 企業等リスク意識調査		
③ ビジョン等策定WG	九州大学理事・副学長	◎若山 正人
a. 管理方針策定		
b. 管理運用ルール of 策定		
④ 教育・研修WG	九州大学産学連携センター教授	◎古川 勝彦
a. 管理マニュアル作成		
b. 管理研修プログラム作成		
c. 管理監査プログラム作成		
企業マネジメント経験を活かしたアドバイザー業務	九州大学産学連携センター教授	原田 裕一
安全保障貿易管理業務総括	国際法務室 教授	岡田 昌治
安全保障貿易管理業務	国際法務室 研究推進専門員	佐藤 弘基
営業秘密情報管理業務	学術研究・産学官連携本部 テクニカルスタッフ	青木 泰文
「技術流出防止マネジメント委員会」等事務局業務	学術研究・産学官連携本部 テクニカルスタッフ	釜堀 幸
法務関連業務	国際法務室 テクニカルスタッフ	CHU CHUN

注1. ◎：業務主任者、○：実施責任者

(業務計画書のⅡ.2章の2.業務項目別実施区分の業務項目と担当責任者に対応)

注2. 本業務に携わっている方(参加者リストに記載されている方)を全て記入。

【補足資料1】九州大学技術流出防止マネジメント委員会規程

【補足資料2】九州大学営業秘密管理指針(案)

【補足資料3】九州大学営業秘密監理規程(案)

【補足資料4】営業秘密管理マニュアル

【補足資料5】大学研究室等実態調査結果報告書

【補足資料6】企業等リスク意識調査結果報告書

【補足資料7】不正競争防止法のテキスト「大学における営業秘密管理について」

【補足資料8】米国大学における法務-リスクマネジメント実務調査報告書

【補足資料9】九州大学安全保障輸出管理規程

【補足資料9-2】九州大学安全保障輸出管理要項

【補足資料9-3】「輸出管理統括責任者が別に定める研究・教育活動における技術の提供」(要項第3条第2項2号)

【補足資料10】連携大学ミーティングについて

九州大学技術流出防止マネジメント委員会規程

平成 27 年度九大規程第 41 号

制 定：平成 27 年 9 月 30 日

(設置)

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）に、技術流出防止マネジメントについて調査審議、企画及び監査を行うため、技術流出防止マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術流出防止マネジメントの体制及びシステムの構築に関すること。
- (2) 技術流出防止マネジメントの運用及び普及に関すること。
- (3) 文部科学省委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」に関すること。
- (4) その他技術流出防止マネジメントに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者。
 - (2) 学術研究・産学官連携本部長。
 - (3) 産学連携センターの教授のうちから委員長が指名する者 1 人。
 - (4) 国際法務室の職員のうちから委員長が指名する者 1 人。
 - (5) 総務部長、情報システム部長及び産学・社会連携課長。
- 2 前項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。
- 5 委員会に委員長を置き、第 1 項第 1 号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を主宰する。
- 7 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 4 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ等)

第 6 条 委員会に、技術流出防止マネジメントに係る調査、指針の策定及び研修プログラムの作成等を行わせるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、産学・社会連携課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

九州大学安全保障輸出管理規程

平成 21 年度九大規程第 72 号
施行：平成 22 年 4 月 1 日
最終改正：平成 28 年 6 月 30 日
(平成 28 年度九大規程第 10 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本学の役員及び教職員（以下「役職員」という。）並びに学生及び研究員等（以下「学生等」という。）が、本学における活動として行う、次条第 6 号及び第 7 号に規定するすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 関係法令 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）並びに同法に基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。

(2) 居住者 法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいう。

(3) 非居住者 法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。

(4) 貨物 法第 6 条第 1 項第 15 号に規定する貨物をいう。

(5) 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。

(6) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。

イ 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はそれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載・記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国へ向けて送信する行為を含む。）を行うこと。

ロ 非居住者への技術の提供又はそれを目的とした居住者への技術の提供を行うこと。

(7) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること又はそれを目的とした貨物の国内取引をいう。

(8) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、各学内共同教育研究センター、各先導的学術研究センター、各機構、各推進室等、事務局、部局事務部及び監査室をいう。

(9) 部局長 前号の部局の長をいう。

(10) 相手先 技術の提供にあつては当該技術を利用する者、貨物の輸出にあつては当該貨物の需要者をいう。

(基本方針)

第 4 条 本学は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、技術の提供及び貨物の輸出について関係法令を遵守するとともに、輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、その充実を図る。

(輸出管理統括責任者)

第 5 条 本学に輸出管理を統括する者として輸出管理統括責任者を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定

(2) 技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可

(3) 輸出管理に関する教育の実施

(4) 輸出管理に関する監査の実施

(5) その他輸出管理の統括に関する業務

(輸出管理統括部署)

第6条 本学に輸出管理に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、輸出管理統括部署を置き、国際法務室をもって充てる。

2 輸出管理統括部署は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
- (2) 技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可手続
- (3) 輸出管理に関する教育の企画・立案
- (4) 輸出管理に関する監査の企画・立案
- (5) その他輸出管理統括責任者の支援に関する業務

(部局輸出管理責任者)

第7条 各部局に当該部局の輸出管理を主宰する者として部局輸出管理責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 部局輸出管理責任者は、当該部局における次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 技術の提供及び貨物の輸出に関する審査
- (2) 輸出管理に関する教育その他輸出管理統括責任者が実施する業務への協力
- (3) その他当該部局における輸出管理の主宰に関する業務

(部局輸出管理部署)

第8条 各部局に当該部局の輸出管理に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、部局輸出管理部署を置く。

2 部局輸出管理部署は、当該部局における次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当該部局の役職員が行う輸出管理（次条から第12条までに定める手続を含む。）に関する支援
- (2) 部局輸出管理責任者の支援
- (3) 輸出管理統括部署との輸出管理に関する連絡調整
- (4) その他当該部局における輸出管理の実施に関する業務

(判定)

第9条 役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該取引が関係法令において経済産業大臣の許可を受けるべきものとして特定されている技術又は貨物及び地域に係るものであるか否かの判定（以下単に「判定」という。）を行わなければならない。

2 前項に規定する判定の実施方法については、別に定めるところによる。

(相手先確認)

第10条 役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのおそれの有無を確認しなければならない。

2 前項に規定する相手先の確認に係る実施方法については、別に定めるところによる。

(用途確認)

第11条 役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、相手先における当該技術又は貨物の用途を確認しなければならない。

2 前項に規定する相手先における当該技術又は貨物の用途確認に係る実施方法については、別に定めるところによる。

(審査)

第12条 役職員は、前3条に規定する判定等の結果を速やかに部局輸出管理責任者（役員にあっては、輸出管理統括責任者。以下同じ。）に書面により報告しなければならない。

2 部局輸出管理責任者は、前項に係る報告を審査し、当該審査結果を輸出管理統括責任者に書面により報告しなければならない。

3 輸出管理統括責任者は、前項に係る報告を審査の上、当該判定等の承認を行うとともに、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出を許可するものとする。

4 輸出管理統括責任者は、前項に基づく許可を行う場合は、関連法令に基づき、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 役職員は、輸出管理統括責任者の許可を受けずに、技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

6 役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の許可を受けたものと同一のものか確認を行わなければならない。

(学生等が技術の提供又は貨物の輸出をする場合の取扱い)

第13条 役職員は、当該役職員が主として研究指導を行う学生等が、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、第9条から前条までに定める手続を行わなければならない。

(事故対応)

第14条 役職員及び学生等は、貨物の輸出を行う際の通関時において事故が発生した場合は、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、部局輸出管理責任者を通じて輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の報告があった場合は、部局輸出管理責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(教育)

第15条 輸出管理統括責任者は、部局輸出管理責任者の協力の下、役職員及び学生等に対し、関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めを周知し、遵守させなければならない。

(監査)

第16条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理を関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めに基づき適正に実施するため、輸出管理業務の監査を実施することができる。

(報告)

第17条 役職員及び学生等は、関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに部局輸出管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 部局輸出管理責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、その結果を遅滞なく輸出管理統括責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理統括責任者は、前項の報告があった場合は、輸出管理を確実に実施するという観点から適切に対応するとともに、必要に応じて経済産業省等の関係機関に報告するものとする。

(審議機関)

第18条 輸出管理の重要事項については、学術研究・産学官連携推進委員会において審議する。

(事務)

第19条 輸出管理に関する事務は、関係各部局等及び事務局関係各課等の協力を得て、研究推進部産学・社会連携課において行う。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、輸出管理統括責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第85号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第140号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第59号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第139号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第77号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第123号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第106号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第10号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

平成 22 年 4 月 1 日
輸出管理統括責任者制定
最終改正：平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本要項は、九州大学安全保障輸出管理規程（平成 21 年度九大規程第 72 号、以下単に「規程」という。）第 20 条に基づき、輸出管理の実施方法その他必要な事項について定め、もって輸出管理の適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要項において別段の定めがある場合を除き、規程における用語の定義は本要項にも適用するものとする。

(例外の確認)

第 3 条 役職員は、貨物の輸出を行おうとする場合は、当該取引が次の各号のいずれかに該当するものであるか確認するものとする。

(1) 専ら自己使用のために一般的に店頭販売されている貨物を外国へ持ち出し、これを持ち帰る行為
(2) 日本の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設への公用の貨物の送付

2 役職員は、技術の提供を行おうとする場合は、当該取引が次の各号のいずれかに該当するものであるか確認するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する公知の技術の提供

①新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供

②学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供

③ソースコードが公開されているプログラムの提供

(2) 輸出管理統括責任者が別に定める研究・教育活動における技術の提供

3 前二項において該当するものと確認された貨物の輸出又は技術の提供については、次条以降の定めを適用しない。

(取引の認知)

第 4 条 役職員は、前条第 1 項において該当しないものと確認された貨物の輸出（以下、単に「貨物の輸出」という。）について、適切な根拠資料を用いて次の各号を確認することにより、当該取引の内容を認知するものとする。

(1) 品名、製造者、型式、仕様又は製造番号等、貨物を特定する情報

(2) 貨物の数量

(3) 最終的な仕向地（以下「最終仕向地」という。）

(4) 最終的な受領者（以下「最終受領者」という。）

(5) 輸出事由

(6) 輸出予定日

2 役職員は、前条第 2 項において該当しないものと確認された技術の提供（以下、単に「技術の提供」という。）について、適切な根拠資料を用いて次の各号を確認することにより、当該取引の内容を認知するものとする。

- (1) 当該技術の内容
- (2) 最終的な提供地（以下「最終提供地」という。）
- (3) 最終受領者
- (4) 提供事由
- (5) 提供経路
- (6) 提供方法
- (7) 提供予定日（提供予定期間）

（該非判定）

第5条 役職員は、貨物の輸出について、当該取引が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項中欄に掲げる貨物に係るものであるか確認するものとする。

2 役職員は、技術の提供について、当該取引が外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の項番1から15中欄に掲げる技術に係るものであるか確認するものとする。

3 前二項の確認は、次の各号のいずれかを用いて実施するものとする。

- (1) 貨物の製造者が発行する証明書又はこれに類するもの
- (2) 経済産業省が開設するホームページで提供されるマトリクス表その他の資料
- (3) 財団法人安全保障貿易情報センターが提供する項目別対比表その他の資料

（地域の確認）

第6条 役職員は、貨物の輸出について、最終仕向地及び最終受領者の属する地域が次の各号のいずれの地域に該当するか確認するものとする。

- (1) 輸出令別表第4の2に掲げる地域（以下「ホワイト国」という。）
- (2) ホワイト国に該当しない地域（以下「非ホワイト国」という。）
- (3) 輸出令別表第3の2に掲げる地域（以下「国連武器禁輸国」という。）

2 役職員は、技術の提供について、次の各号が前項各号のいずれに該当するか確認するものとする。

- (1) 規程第3条第6号イの行為については最終提供地
- (2) 規程第3条第6号ロの行為については最終受領者たる非居住者の属する地域

（相手先の確認）

第7条 役職員は、前条においていずれかの地域が非ホワイト国に該当すると確認された場合は、当該取引の最終受領者が次の各号のいずれかに該当するか確認するものとする。

- (1) 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）を行う者
- (2) 核兵器等の開発等への関与が懸念される者として経済産業省が公表する外国ユーザーリストに掲載されている者

（用途の確認）

第8条 役職員は、第6条においていずれかの地域が非ホワイト国に該当すると確認された場合は、当該貨物又は技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがないか確認するものとする。

2 役職員は、第6条においていずれかの地域が国連武器禁輸国に該当すると確認された場合は、当該貨物が通常兵器（輸出令別表第1の1の項中欄に掲げる貨物のうち核兵器等に該当しないものをい

う。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがないか確認するものとする。

(審査等)

第9条 役職員は、第4条から第8条までの確認等の結果を輸出管理統括責任者が定める申請書様式に記載し、当該申請書様式及び根拠資料等（以下「申請書様式等」という。）を自身が所属する部局等を所管する部局輸出管理部署へ提出するものとする。

2 前項の提出を受けた部局輸出管理部署は、次の各号について該当する部局輸出管理責任者の決裁を得た上で、申請書様式等を輸出管理統括部署へ提出するものとする。

(1) 申請書様式等の適正性

(2) 当該貨物の輸出又は技術の提供を許可することの妥当性

3 前項の提出を受けた輸出管理統括部署は、次の各号について輸出管理統括責任者の決裁を得、部局輸出管理部署を通じて当該役職員へその結果を通知するものとする。

(1) 申請書様式等の承認

(2) 当該貨物の輸出又は技術の提供の許可

(証明書の発行)

第10条 輸出管理統括責任者は、役職員より求めがある場合は、前条第3項の決裁について証明書を発行するものとする。

(努力義務)

第11条 役職員は、次の各号を基に、自身をとりまく潜在的な輸出管理の必要性について把握するよう努めるものとする。

(1) 自身が取り扱う貨物の品目又は技術の内容

(2) 自身の関係者又は関係地域

九州大学概要

KYUSHU UNIVERSITY

2015年度



九州大学では、平成12年4月の「全学大学院重点化」（大学院に、より重点を置いて、教育研究組織を構成すること）の完了とともに、全国でも初めての「学府・研究院」制度を設けました。これは、大学院の教育研究組織である「研究科」を、大学院の教育組織としての「学府」(Graduate School)と教員の所属する研究組織である「研究院」(Faculty)とに分離して、相互の柔軟な連携を図るものです。(図1)
 大学院重点化に伴って、教員の所属は従来の学部から大学院に移り、さらに大学院を教育組織と研究組織に分離することにより、学府・学部教育への研究院の枠を超えた教員の多様な参加が可能となりました。(図2) また、教育・研究双方の組織をそれぞれの必要性から独自に再編することが可能となりました。

図1

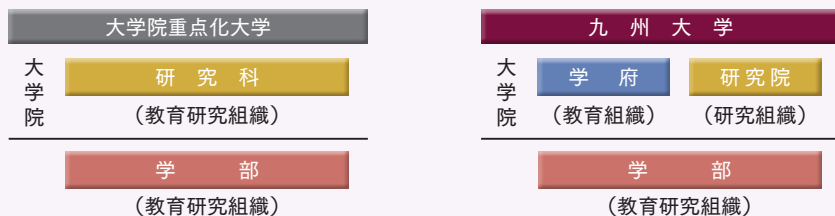
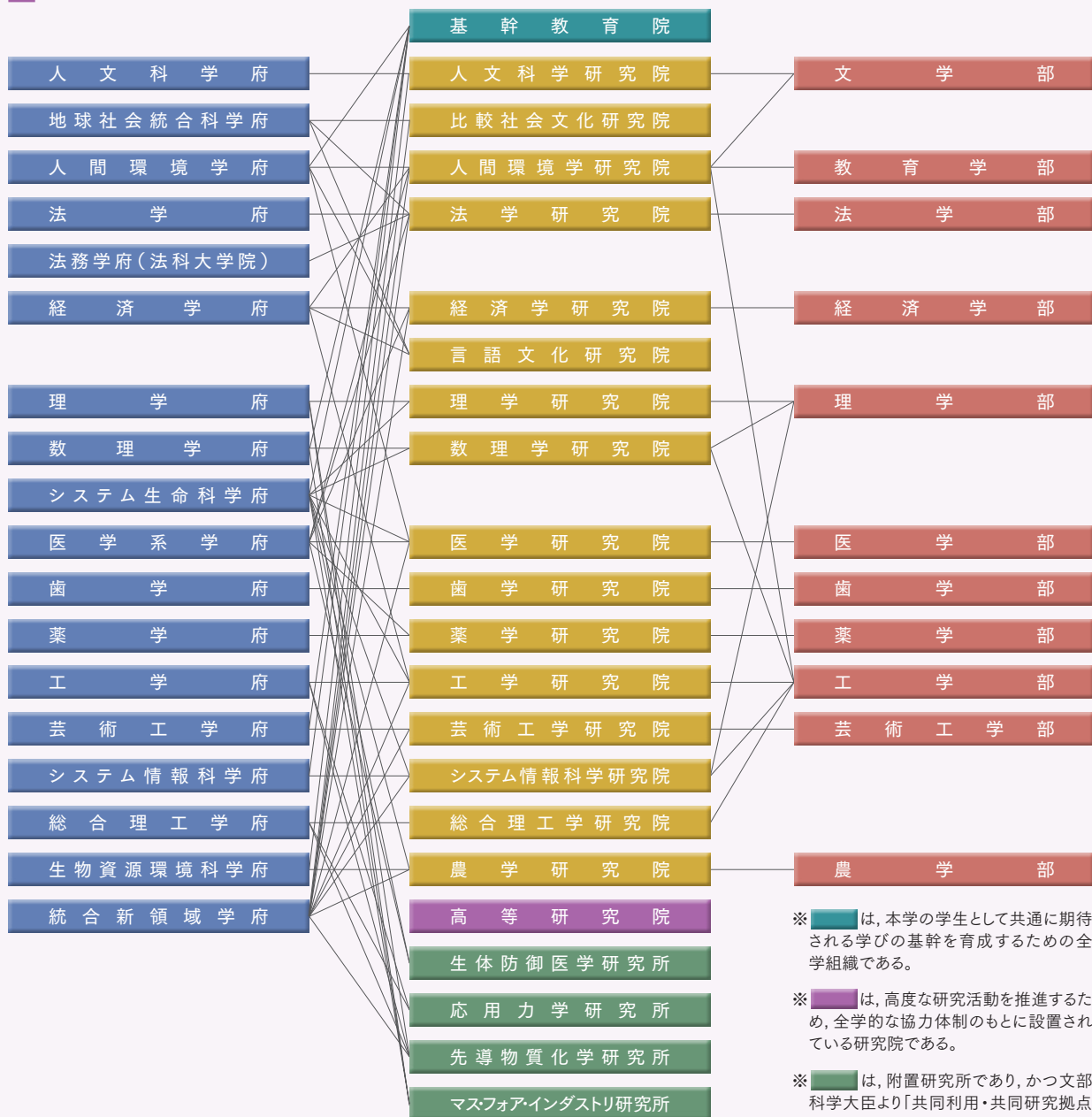


図2

学府・研究院・学部の編成



歴代総長／運営組織

役員等／経営協議会委員

教育研究評議会評議員

沿革

伊都キャンパスへの移転

学府・研究院制度について

大学の組織

部局長等

教育研究組織

学生定員及び在籍学生数

入学状況

学位取得者数等

学部卒業・大学院修了後の進路状況

教職員数等

社会との連携

国際交流

収入・支出

研究プログラム及び教育プログラムの採択状況

キャンパスマップ

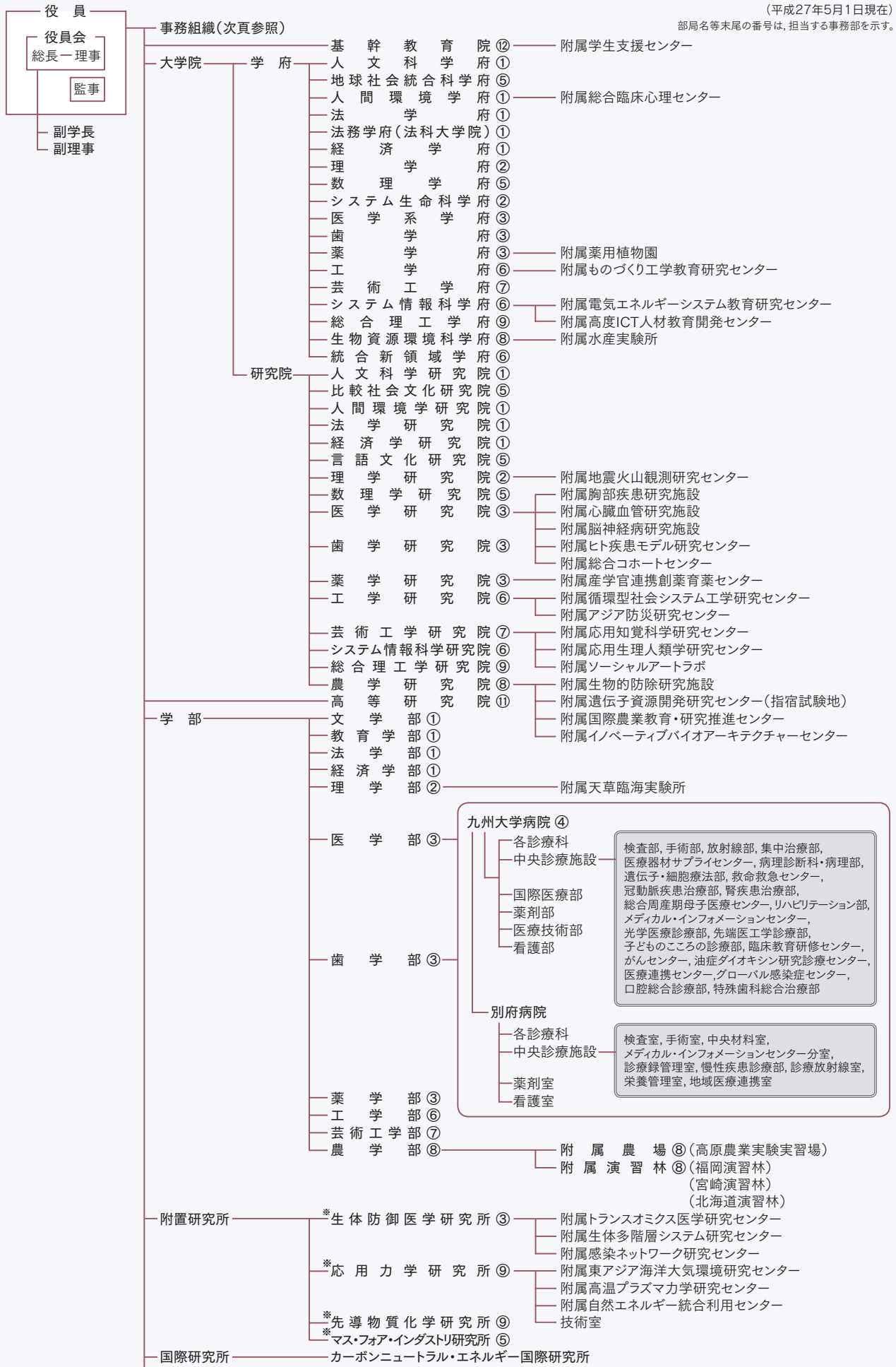
土地・建物

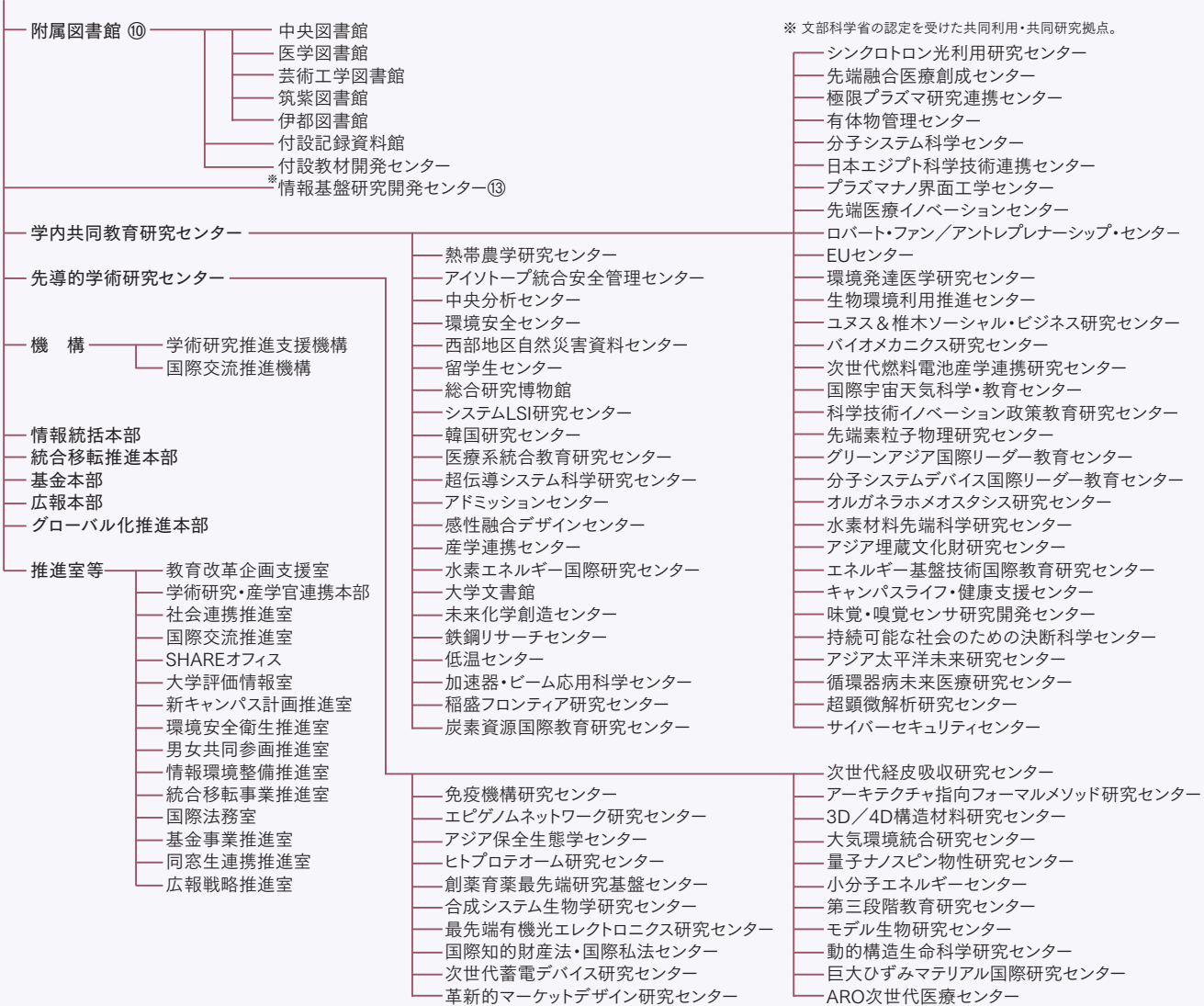
諸施設

案内図

(平成27年5月1日現在)

部局名等末尾の番号は、担当する事務部を示す。





※ 文部科学省の認定を受けた共同利用・共同研究拠点。

歴代総長/
運営組織

役員等/
経営協議会
委員

教育研究
評議会評議員

沿革

伊都
キャンパスへの
移転

学府・研究院
制度について

大学の組織

部局長等

教育研究組織

学生定員
及び
在籍学生数

入学状況

学位取得
者数等

学部卒業・
大学院修了後
の進路状況

教職員数等

社会との連携

国際交流

収入・支出

研究プログラム
及び
教育プログラムの
採択状況

キャンパス
マップ

土地・建物

諸施設

案内図

